

清瀬市新型インフルエンザ等対策行動計画 (素案)

平成26年12月

清瀬市健康福祉部健康推進課

目 次

	ページ
はじめに	P.1
1 基本的な方針	
（1）計画策定の基本的考え	P.3
（2）対策の目的	P.5
（3）被害想定	P.6
（4）発生段階に対する考え方	P.8
（5）対策実施上の留意点	P.10
2 市の役割	
（1）基本的な責務	P.12
（2）新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制	P.15
3 対策の基本項目	
（1）情報提供・共有	P.21
（2）まん延防止に関する措置	P.24
（3）予防接種	P.27
（4）医療	P.29
（5）住民の生活及び地域経済の安定に関する措置	P.31
4 各段階における対策	
（1）未発生期	P.33
（2）海外発生期	P.38
（3）国内発生早期（都内未発生）	P.41
（4）都内発生早期	P.46
（5）都内感染期	P.50
（6）小康期	P.55
【用語の解説】	P.58

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成 17 年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成 20 年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成 21 年 2 月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年 4 月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生して、世界的な大流行となり、我が国でも発生後 1 年余りで約 2 千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は 1.8 万人、平成 22 年 9 月末現在で死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、

一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成 24 年 5 月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至った。

3 市の行動計画の作成

清瀬市（以下「市」という。）では、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成 21 年 5 月に「清瀬市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。平成 25 年 4 月に特措法が施行されたことに伴い、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が新たに作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、市が既に策定してきた行動計画等を一本化し、特措法第 8 条に基づき、新たな行動計画の作成を行うものである。

本行動計画は、特措法に基づき、市の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針及び市が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に変更を行うものとする。

1 基本的な方針

(1) 計画策定の基本的考え

① 根拠

- ・本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。
- ・本行動計画の策定に当たっては、清瀬市長期総合計画、清瀬市地域防災計画等と整合を図っていくものである。

② 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

③ 計画の基本的考え方

本行動計画は、政府行動計画、東京都（以下「都」という。）の行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、国、都、指定（地方）公共機関、医療機関、事業者及び市民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

加えて、市の地理的な条件、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。

④ 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施などを通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。マニュアル等を作成し、内容の充実を図る。

⑤ 計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、国、都の行動計画に基づき行う。

また、清瀬市新型インフルエンザ等対策協議会において意見を聴き、行う。

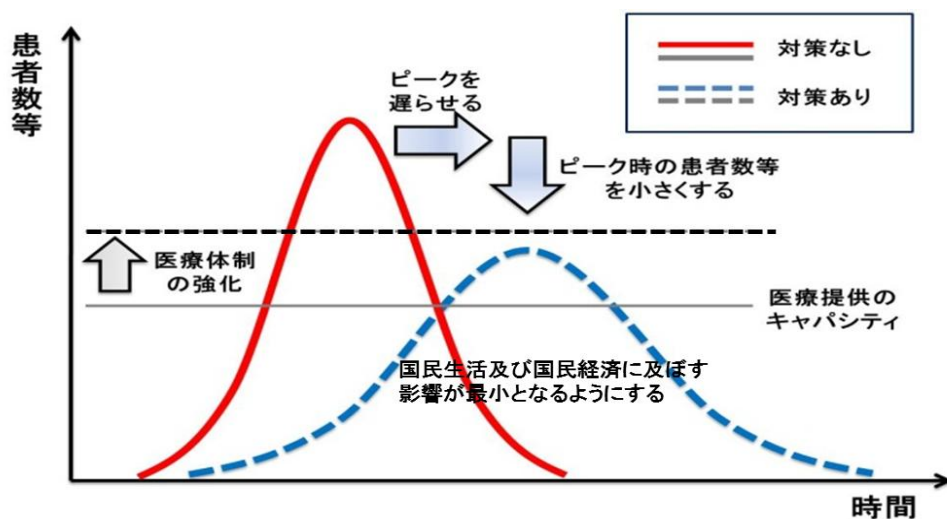
(2) 対策の目的

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 2 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば我が国への侵入も避けられない。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが患うものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態を想定しつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
 - 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- ② 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
 - 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）

(3) 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本行動計画を策定するに際しては、政府行動計画、都行動計画を参考に、人口の集中する東京の特性を考慮し、市民の約30%が罹患するものとして流行予測を行った。現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定するものである。

<国の流行予測（政府行動計画より）>

- ① 罹患割合：国民の25%が感染すると想定
- ② 受診患者数：約1,300万人～2,500万人（中間値約1,700万人）
- ③ 入院患者数：約200万人（※1）
- ④ 死亡者数：約64万人（※1）

<都の流行予測（都行動計画より）>

*都全域

- ① 罹患割合：都民の30%が感染すると想定
- ② 受診患者数：約378万人
- ③ 入院患者数：約29万人（※2）
- ④ 死亡者数：約1万4千人（※3）

<市の流行予測……国・都の推計値を基礎に計算>

- ① 罹患割合：市民の30%が感染すると想定
- ② 受診患者数：約2万2千人
- ③ 入院患者数：約1,620人
- ④ 死亡者数：約80人

- ※1 患者数の上限値を基に、過去に世界で大流行したスペインインフルエンザのデータを参考に予測。
- ※2 国が患者調査から試算した「入院患者：外来患者」の比率を参考に算出。
- ※3 アメリカでのアジアかぜの死亡率を参考に算出。
- ※4 推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮はされていない。
- ※5 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

(4) 発生段階に対する考え方

新型インフルエンザ等への対策は、感染の段階に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画、都行動計画で定める未発生期、海外発生期、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期及び小康期の区分にあわせた6区分とする。名称は、未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内では未発生）、都内発生早期、都内感染期及び小康期とする。

発生段階は、必要に応じて国と都が協議し、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）が決定。

新型インフルエンザ等の発生段階

国	都及び市		状態	
未発生期	未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期 国内感染期	国内発生早期		国内で患者が発生しているが全ての患者の接種歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
	都内感染期	<医療体制> 第一ステージ (通常の院内体制)	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	<医療体制> 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
		第二ステージ (院内体制の強化)		流行注意報発令レベル(10人/定点)を目安とし都が行う入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
第三ステージ (緊急体制)	流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中、かつ都が行う入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態			
小康期	小康期		新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態	

※流行注意報発令レベル：定点あたり 10 人を超えた保健所の管内人口の合計が、東京都全体の 30%を超えた場合。

※流行警報発令レベル：定点あたり 30 人を超えた保健所の管内人口の合計が、東京都全体の 30%を超えた場合。

(5) 対策実施上の留意点

国、都と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、市の区域内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

① 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。都が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用制限の要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとなるように市は協力する。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

② 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

③ 関係機関相互の連携・協力の確保

政府対策本部、都対策本部と市対策本部とは、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。都対策本部長から政府対策本部長に対して、または、市対策本部長から都対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、政府対策本部長または都対策本部長は、その要請の趣旨を尊重し、必要に応じて速やかに所要の総合調整を行う。

④ 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

なお、記録の公表に関しては清瀬市個人情報の保護に関する条例等に留意する。

⑤ 事業継続のための準備

新型インフルエンザ等対策を実施していくためには、感染規模が拡大するような感染期においても、市の危機管理体制を維持し対策を継続することが非常に重要である。このことを踏まえ、各部署の事業継続計画（BCP）を整備し、市職員に周知・徹底を図る。

2 市の役割

(1) 基本的な責務

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、市、医療機関、事業者、市民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

① 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

② 都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

③ 市

平常時には、本行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援、要援護者への支援など、本行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、都や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

④ 医療機関

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の医療機関が連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

⑤ 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び市と相互に連携協力し、市民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

⑥ 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、市の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

⑦ 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や市が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

⑧ 市民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行している手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、都や市からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、り患が疑われる場合における医療機関の受診ルールを守り、感染拡大防止に努める。

(2) 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制

平常時には、情報共有や訓練の実施など、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

発生時の体制は、国による緊急事態宣言がされた時は、直ちに市対策本部を設置することとされた。このため、市対策本部について特措法で定められたもののほか必要な事項について清瀬市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年清瀬市条例第 23 号）を制定し、全庁をあげた実施体制を整備した。

この条例に基づき、市対策本部は、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、緊急事態宣言がない場合は、政府対策本部及び都対策本部が設置された段階で特措法に基づかない任意の市対策本部を設置する。

① 市対策本部の構成

ア 組織及び職員

- ・ 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副市長、教育長の順序によりこれを行う。
- ・ 本部員は、健康福祉部長、企画部長、総務部長、市民生活部長、子ども家庭部長、都市整備部長、教育部長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、議会事務局長、清瀬消防署長又はその指名する消防吏員をもってこれに充てる。
- ・ 本部長は、必要があると認めたときは、市に勤務する職員のうちから本部員を指名することができる。

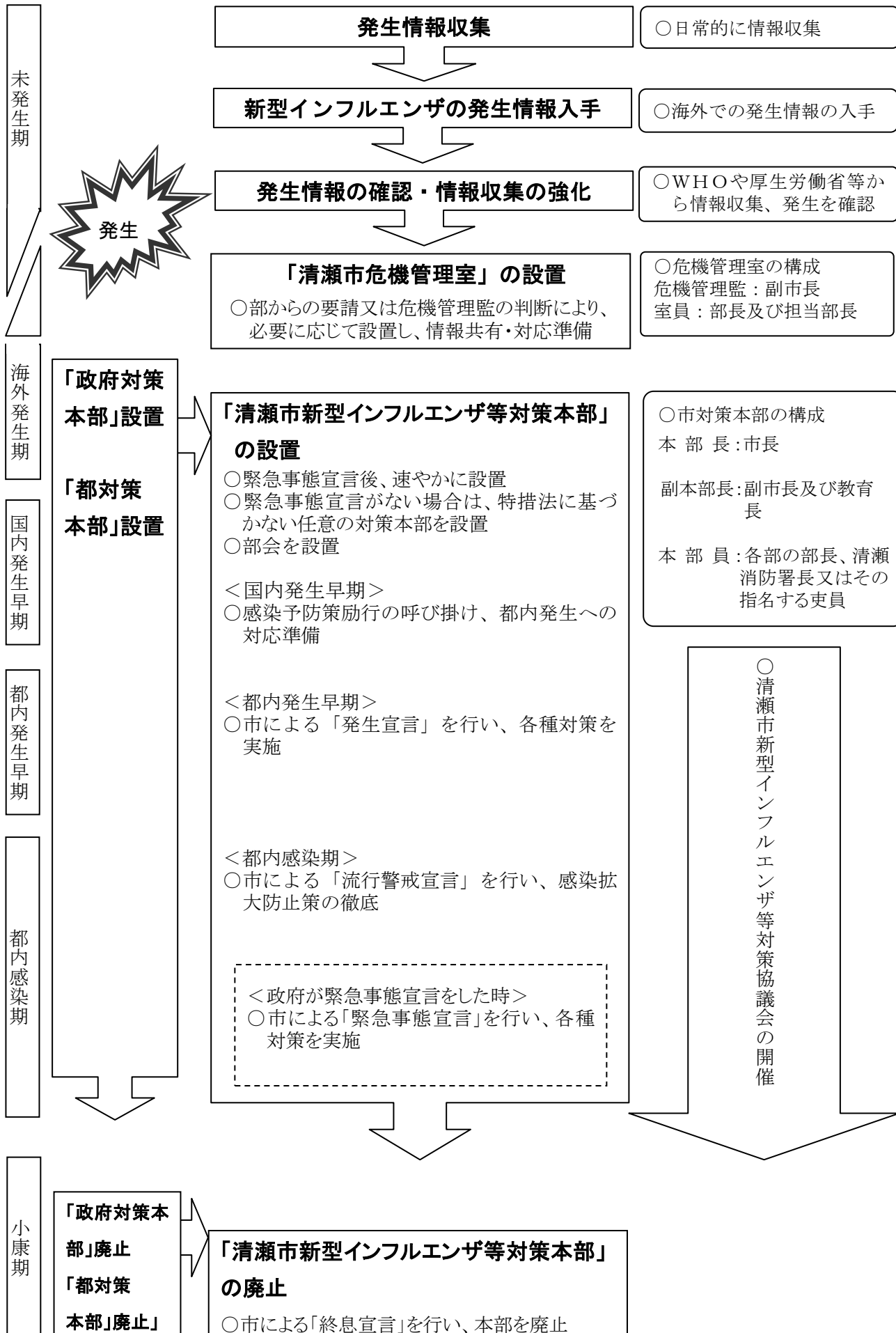
イ 部

- ・ 本部に部を置く
(分掌は、②市対策本部各部の分掌事務のとおり)

ウ 市対策本部会議

- ・ 本部長は必要に応じ本部の会議を招集する。

＜新型インフルエンザ等対策における危機管理体制＞



② 市対策本部各部の分掌事務

部名	部長に充てる職	分掌事務
新型インフルエンザ等対策調整部	健康福祉部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生の状況の把握及び対応方針に関する事。 2 高齢者、障害者等の支援に関する事。 3 健康センターの入庁管理に関する事。 4 社会福祉施設等における感染予防等に関する事。 5 東京都、他の区市町村、関係機関等との連絡調整に関する事。 6 本部の庶務に関する事。 7 市民、医療機関等からの相談に関する事。 8 市民の予防接種の実施に関する事。 9 職員の動員に関する事。 10 医療体制の確保に関する事。 11 野外収容施設の設営に関する事。 12 緊急物資等に関する事。 13 情報等の収集及び提供に関する事。 14 前各項に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の対策の総合調整に関する事。
新型インフルエンザ等対策企画部	企画部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び広聴に関する事。 2 写真等による情報の収集及び記録に関する事。 3 報道機関との連絡調整に関する事。 4 在住外国人関係団体等との連絡調整に関する事。

		<p>5 新型インフルエンザ等に係る予算その他財務に関すること。</p> <p>6 市民活動センターにおける感染予防等に関すること。</p> <p>7 物資等の調達に関すること。</p> <p>8 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</p>
<p>新型インフルエンザ等対策総務部</p>	<p>総務部長</p>	<p>1 庁舎(健康センターを除く。)の入庁管理に関すること。</p> <p>2 車両の調達及び配車に関すること。</p> <p>3 職員の感染予防等に関すること。</p> <p>4 職員の予防接種(特定接種に限る。)の実施に関すること。</p> <p>5 職員の安否確認に関すること。</p> <p>6 職員の参集に関すること。</p> <p>7 電話回線、情報通信ネットワーク等に関すること。</p> <p>8 市民生活の安全・安心に関すること。</p> <p>9 緊急物資等に関すること。</p> <p>10 情報等の収集及び提供に関すること。</p> <p>11 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</p>
<p>新型インフルエンザ等対策市民生活部</p>	<p>市民生活部長</p>	<p>1 野塩・松山地域市民センター及び消費生活センターにおける感染予防等に関すること。</p> <p>2 中小企業、農業団体等との対策に関すること。</p>

		<p>3 埋葬許可証及び火葬許可証の交付に関すること。</p> <p>4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</p>
新型インフルエンザ等対策子ども家庭部	子ども家庭部長	<p>1 児童福祉施設等における感染予防等に関すること。</p> <p>2 児童福祉施設等における連絡調整等に関すること</p> <p>3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</p>
新型インフルエンザ等対策都市整備部	都市整備部長	<p>1 電気、ガス、水その他の資源の使用抑制に関すること。</p> <p>2 ごみの処理に関すること。</p> <p>3 下水道機能の維持に関すること。</p> <p>4 都市計画事業に係る工事の安全管理に関すること。</p> <p>5 公共交通に関すること。</p> <p>6 道路、橋りょう、公園、自転車駐車場等の維持管理に関すること。</p> <p>7 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</p>
新型インフルエンザ等対策教育部	教育部長	<p>1 教育施設における感染予防等に関すること。</p> <p>2 教育課程の編成及び各種システムの維持に関すること。</p> <p>3 東京都教育委員会との連携に関すること。</p> <p>4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</p>
新型インフルエンザ等対策会計部	会計管理者	<p>1 新型インフルエンザ等の対策等に必要現金及び物品の出納及び保管に関すること。</p> <p>2 財務会計システムその他公金の出納業務の維持に</p>

		<p>関すること。</p> <p>3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の 応援に關すること。</p>
<p>新型インフルエンザ等対策選挙管理 委員会事務局</p>	<p>選挙管理委員会事務 局長</p>	<p>1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の 応援に關すること。</p>
<p>新型インフルエンザ等対策監査委員 事務局</p>	<p>監査委員事務局長</p>	<p>1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の 応援に關すること。</p>
<p>新型インフルエンザ等対策議会事務 局</p>	<p>議会事務局長</p>	<p>1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の 応援に關すること。</p>

3 対策の基本項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1) 情報提供・共有、(2) まん延防止に関する措置、(3) 予防接種、(4) 医療、(5) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置の5つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

(1) 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、市、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。

① 情報提供手段の確保

市民については、情報を受取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

② 市民・事業者

ア 平常時の普及啓発

市は、住民に最も身近な存在であり、新型インフルエンザ等の発生時には、住民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び住民からの相談受付等について、中心的な役割を担うこととなる。したがって、未発生期から情報収集・提供体制を整備し、国及び都が発信する情報を入手することに努め、関係部局間での情報共有体制を整備する。

また、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、市民一人ひとりが感染予防策を理解することで、はじめて感染拡大防止が可能となる。

イ 発生時の情報提供

新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び都が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。特に発生初期における感染者への誹謗・中傷、感染が確認された地域への風評被害が起きないように、新型インフルエンザ等には誰もがり患する可能性があり、患者やその関係者には責任がないこと、正しい知識を普及啓発していくことが重要

である。

このため、リーフレット、ホームページ、twitter 等により、新型インフルエンザの感染予防策を周知し、発生した場合は、都や市からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

また、新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制について検討する。

発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて情報提供し、予防策の徹底などを呼び掛ける。

発生段階等	情報提供の種類	情報提供の内容（例示）
海外発生期	新型インフルエンザ等発生	感染予防策の励行等の呼び掛け
国内発生早期 (都内では未発生)	(必要に応じて)	(国内発生、感染予防策の励行)
都内発生早期 (都内での発生が確認された時期)	発生宣言	感染予防策の励行等の呼び掛け
都内感染期 (都内で複数の感染者の小集団が見られる時期)	流行警戒宣言	感染予防策の徹底
国が都を対象区域として緊急事態宣言を行った時	緊急事態宣言	拡大防止策の要請
小康期	終息宣言	流行の終息と社会活動の再開

ウ 患者等の個人情報

個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷及び風評被害を惹起しないよう留意する。

公衆衛生上必要な情報については公表していくが、公表する範囲については、平成 21 年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）における個人情報の公表範囲を基本とする。清瀬市個人情報の保護に関する条例に基づく個人情報保護の観点から個人が特定されないように配慮する。

また、都の公表範囲に沿った情報を迅速に提供し、公表する情報内容のレベルが都内ではらつき、混乱が生じることのないよう留意する。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）発生時の個人情報等の公表範囲

事 例	公表範囲
患者（個別事例）の公表	年齢、性別、届出受理保健所、居住地、基礎疾患、渡航歴、学校種別・学年（職業）及び発症の経緯
集団感染事例の公表	年齢、性別、届出受理保健所、施設所在地及び学校種別・学年（職業）
死亡事例の公表	年齢、性別、基礎疾患及び経過

③ 学校等

学校等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから多摩小平保健所、設置者と連携して、感染症や公衆衛生について情報提供する。

(2) まん延防止に関する措置

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることを目的に、市民や事業者に対し、感染防止策の協力を依頼する。

具体的には、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の一般的な感染予防の励行や予防接種、学校休業、職場での感染予防策、催物等の自粛など様々なまん延防止策を組み合わせ、発生段階毎に実施する。

市内で発生した場合には、早い段階で市の集客施設及び市が主催する催物における感染予防策を率先して実施するとともに、市の関連団体にも同様の取組を実施するよう協力を依頼する。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

① 個人対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促す。また、自らの発症が疑わしい場合は、新型インフルエンザ相談センターに連絡し、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

② 地域対策・職場対策

地域対策及び職場対策としては個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。また、人と人との接触機会を少なくすることなどにより、多くの未感染者が患者ないし潜伏期間にある者と接触する機会をできる限り減らす。

③ 施設の使用及び催物の開催制限等

市の対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人と人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、自らが率先して、休止するイベントや利用制限をする施設を明らかにし、広く周知する。

行政手続など申請窓口で感染拡大を防止できるよう、来庁者の動線を整理し、来

庁者や職員への感染リスクを低下させるよう、工夫する。さらに、郵便等を積極的に活用し、対面機会を減らすよう努める。

また、市の関連団体、委託業者に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

<市の休止事業等（例示）>

区 分	主 な 休 止 事 業 等 （ 所 管 部 ）
閉鎖する 施 設	○ 清瀬市児童センター（ころぼっくる） ○ 市内図書館（教育部）
休止する イベント等	○ 文化行事等（市民生活部・健康福祉部） ○ 施設見学 ○ まつり、講演会等
その他	○ 各種研修会、会議等 ○ 各種調査 ○ 税務調査（市民生活部）

④ 学校等における対応

ア 市立小・中学校

新型インフルエンザ等の疑い又は罹患していると診断された児童・生徒への対応については、多摩小平保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、多摩小平保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を教育委員会に要請する。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じるように教育委員会に要請する。

イ 私立学校

各学校設置者等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、感染拡大防止に努めるように注意喚起を図るとともに、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じるように要請する。

ウ 学童クラブ等

学童クラブについては、新型インフルエンザ等の集団発生の可能性があるなど、

地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱や咳、全身倦怠感などの症状があれば、通所しない等の注意喚起をするとともに、新型インフルエンザ等の疑い又は患っていると診断された児童・生徒への対応については、多摩小平保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等の感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業などの措置を講じる。

同じ地域や地域内での流行が確認された場合は、施設内での発生有無にかかわらず必要に応じて、事業の自粛及び臨時休業を行う等の措置を講じる。

エ 幼稚園、保育施設等

幼稚園、保育施設等については、新型インフルエンザ等の集団発生の可能性があるなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱やせき、全身倦怠感などの症状があれば、通所しない等の注意喚起をするとともに、新型インフルエンザ等の疑い又は患っていると診断された園児等への対応については、多摩小平保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、園児等へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等の感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、園児等の健康観察、臨時休業などの措置を講じる。

同じ地域や地域内での流行が確認された場合は、施設内での発生有無にかかわらず必要に応じて、事業の自粛及び臨時休業を行う等の措置を講じる。

オ 社会福祉施設等

高齢者、障がい者等の社会福祉施設については、各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、施設利用者の感染拡大防止に努めるように注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業等の措置をとるように要請する。

(3) 予防接種

① ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

② 特定接種

特定接種とは、特措法 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員。
- 登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都道府県又は区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。

③ 住民接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第 46 条に基づき予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種については、市を実施主体として、居住する全住民を対象に原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう体制の構築

を図る。

ア 住民接種の対象者と接種順位

接種対象者を 4 群に分類し、市は新型インフルエンザ発生時に国が示す接種順位に基づき、接種を実施する。

①医学的ハイリスク者	・呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる基礎疾患を有する者（基礎疾患は国が基準を示す） ・妊婦
②小児	1 歳未満の小児の保護者、身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む
③成人・若年者	清瀬市の住民のうち、①医学的ハイリスク者、②小児、④高齢者のいずれにも該当しない者
④高齢者	ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

イ 予防接種による健康被害

予防接種法が平成 25 年 4 月 1 日に改正され、インフルエンザを含む定期の予防接種等により、副反応報告について、医療機関に義務付けられたところである。新型インフルエンザについても、予防接種の実施主体である市を通じて、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布し、医師が予防接種後の副反応を診断した場合、報告様式を用い、速やかに厚生労働省に報告する。

また、接種対象者が予防接種法に基づいて予防接種を受け、健康被害が生じた場合は、その実施主体が、住民接種の場合は市が給付を行う。接種した場所が居住地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に居住する市町村とする。

(4) 医療

① 医療の目的

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増加が想定される。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、市民は感染した時に必要な医療を受けることができない。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制の整備を行う必要がある。

② 医療提供体制

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であり、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等にり患した患者（疑似症を含む。）は、感染症指定医療機関で入院治療を行う。ある程度限定された医療機関で外来診療、入院治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関等が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療・調剤を行うための準備を行う期間にもなる。

新型インフルエンザ発生時には、新型インフルエンザ相談センターから振り分けられた新型インフルエンザのり患が疑われる患者を、都があらかじめ指定する新型インフルエンザ専門外来で診察する。専門外来で採取した患者の検体は多摩小平保健所により東京都健康安全研究センターに運ばれ、ウイルス検査が行われる。検査結果は、保健所を通して専門外来に伝えられる。専門外来は、診察から検査結果が判明するまでの経過観察を行う。

多摩小平保健所は、新型インフルエンザ等患者について、重症度にかかわらず感染症指定医療機関への入院勧告を行う。ウイルス検査の結果が陰性であった患者については専門外来において、重症度によって入院又は自宅療養の判断を行う。

なお、新型インフルエンザ等のり患が疑われる患者が、相談センターを介さずに、直接、一般医療機関を受診する可能性も否定できないことから、専門外来に指定されない一般医療機関等においても、都内感染期には、新型インフルエンザ等の患者に対し医療の提供を行うことを念頭におき、新型インフルエンザ等のり患が疑われる患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関等における院内感染防止対策を検討しておく。

都内感染期においては、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された患者についても、通常の感染症診療を行う全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。市

は、都が発生段階に応じた医療機関等の役割分担や受診方法等について市民をはじめ関係機関に周知する際に協力する。

○発生段階ごとの医療提供体制

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
						通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来		新型インフルエンザ 専門外来 (ウイルス検査実施) 陽性(+) 陰性(-)			すべての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)			
	入院		感染症指定 医療機関	一般医療機関への 入院または自宅療養	<ul style="list-style-type: none"> ・小児、重症患者受入可能医療機関の確保 ・備蓄医薬品の放出 ・特段の措置の要請 ・臨時の医療施設の活用 				

③ 臨時の医療施設等

緊急事態宣言がされている場合の措置として、新型インフルエンザ等の感染拡大により、病院その他の医療機関が不足し医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、市は都が特措法第48条に基づき、臨時に開設する医療施設において医療を提供する際に協力する。

(5) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザは各地域での流行が約8週間程度続くと言われてるように、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの国民がり患し、また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び経済活動への影響を最小限と出来るよう、都、市、医療機関、事業者及び市民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

① 市民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

市は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び都と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

社会機能が低下する中で、不足が予想される食料等生活必需品については、平常時より備蓄するように市民に普及啓発をする。

イ ごみの排出抑制

市による平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、市民及び事業者にごみの排出抑制への協力を要請する。

ウ 指定公共機関及び指定地方公共機関への業務継続要請

市民生活を支える指定公共機関及び指定地方公共機関に、従業員の欠勤があっても、業務計画に基づき、ライフライン等が停止することのないように業務継続を要請する。

エ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模震災発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、必要に応じて同様の措置を実施する。

② 要援護者等への支援

都内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、

訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

外出を自粛する高齢者等の食料・生活必需品の調達について、町内会等地域住民団体、ボランティア等に協力要請する。

③ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報保護に留意するとともに、備蓄している遺体収納袋等を活用するなど遺体からの感染を防止する。

また、感染状況に応じて集会の自粛要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者や住民の理解を得るよう努める。あわせて、新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があり、遺族への理解を得るよう努める。

市で発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法に基づく「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。

さらに、一時的に死亡者が急増した場合は、遺体からの感染予防策を実施し、一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）を確保できるよう準備する。

④ 事業者への支援

市が行う事業者への支援は、国や都等からの要請に応じて、適宜、実施する。

⑤ 市機能の維持

新型インフルエンザ等の発生時、限られた人員で市政を継続するため、各部署の事業継続計画（BCP）を必要に応じて見直しを行う。

また、市庁舎等における感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等が発生した場所については、庁舎の入り口に感染予防に関する周知や、手洗い、うがいの励行等のポスターを掲示する等感染拡大防止に努める。

4 各段階における対策

(1) 未発生期

<未発生期>

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

<目的>

- 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。

<対策の考え方>

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、本行動計画等を踏まえ、都、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

① 情報提供・共有

新型インフルエンザ等についての正しい知識など基本的な情報と、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な予防策について周知し、新型インフルエンザ等の発生時に混乱のないよう普及啓発を行う。

また、各発生段階に対応した適切な内容を伝えるため情報提供体制を構築する。

- 発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び都が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。
- 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいてコールセンター等を設置する準備を進める。
- 発生前から国、都、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。
- 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、多摩小平保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。

② まん延防止に関する措置

ア 感染拡大防止対策の実施

住民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染拡大防止対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、新型イ

ンフルエンザ相談センターに連絡し、医療機関を受診する際の注意事項について指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染拡大防止対策について理解促進を図る。

イ 防疫措置、疫学調査等についての連携強化

国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、関係機関との連携を強化する。

③ 予防接種

ア 特定接種の位置づけ

- 特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用し実施する。
- 特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員のうち市の職員については、当該地方公務員の所属する市が実施主体として接種を実施する。

イ 特定接種の準備

- 国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。
- 特定接種の対象となり得る地方公務員については、市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

ウ 住民接種の位置づけ

- 住民接種は、全住民を対象とする（在留外国人を含む。）。
- 実施主体である市が接種を実施する対象者は、市の区域内に居住する者を原則とする。

エ 住民接種の準備

- 住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。
- 国及び都の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

- 市のワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。
 - 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
 - 速やかに住民接種することができるよう、清瀬市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。
 - 国及び都道府県、清瀬市医師会、関係事業者等の協力を得て、接種体制を構築する。
 - 未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、清瀬市医師会と連携の上、接種体制を構築する。
 - a. 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - b. 接種場所の確保（医療機関、健康センター、学校等）
 - c. 接種に要する器具等の確保
 - d. 接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）
 - 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、清瀬市医師会等の協力を得て、その確保を図る。
 - 接種のための会場について、地域の実情に応じつつ、人口1万人に1か所程度の接種会場を設ける。会場については、健康センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより、接種会場を確保する。
 - 各会場において集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する
- ④ 医療
市は都等からの要請に応じ、医療対策に適宜協力する。
- ⑤ 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

ア 市民生活の維持

- 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

イ 要援護者への生活支援

- 都内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国、都と連携し要援護者リストを活用し、要援護者の把握を進める。
- 市は最も住民に近い行政主体であり、地域住民を支援する責務を有することから、住民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。
- 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、市が関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。
- 要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討する。
- 地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について検討を行い、地域の実情に応じた計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取組を進める。
- 自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るため等に必要なマスク等の備蓄を行っておく。

ウ 火葬能力等の把握

- 都が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携する。また、都が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。
- 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）において、埋火葬の許可権

限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。

- 一時的に遺体を安置することが可能な臨時遺体安置所数について都が調査する場合に協力する。
- 都の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。

エ 市機能の維持

新型インフルエンザ等対策を実施していくためには、感染規模が拡大するような感染期においても、市の危機管理体制を維持し対策を継続することが非常に重要である。このことを踏まえ、各部署の事業継続計画（BCP）を整備し、市職員に周知・徹底を図る。

(2) 海外発生期

<海外発生期>

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

<目的>

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2 都内発生に備えて体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合を想定して措置をとる。
- 2 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都内発生に備え、都内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者及び市民に準備を促す。

① 情報提供・共有

ア コールセンター等の体制

- 国からの要請に基づいて他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。

イ 情報提供方法

- 新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び都が発信する情報を入手し、住民への情報提供と感染予防策の励行等の呼び掛けに努める。
- 情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。
- 感染が疑われる場合は保健所に設置する新型インフルエンザ相談センターに電話し、受診先等の指示をうけるように周知する。

② まん延防止に関する措置

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促す。
- 学校及び社会福祉施設等においては、感染予防対策を徹底するとともに、通常の段階から児童・生徒、通所者、職員の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。

③ 予防接種

ア 特定接種の実施

国と連携し、市の職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 特定接種の広報・相談

具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

④ 医療

都はあらかじめ指定した医療機関に新型インフルエンザ専門外来を設置するよう申請するため、市は医療機関、清瀬市医師会と連携し設置の準備をする。

⑤ 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

ア 要援護者対策

新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

イ 市機能の維持

新型インフルエンザ等の発生時の事業計画やマニュアル等を確認し、国内での発生に備えた事業継続のための準備を依頼する。

ウ 遺体の火葬・安置

○ 国から都を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。

○ 都の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の

限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進める。

(3) 国内発生早期（都内未発生）

<国内発生早期>

- 東京都以外の国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
(都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態)

<目的>

- 1 都内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 都からの情報をもとに、市民に適切な情報を提供する。

<対策の考え方>

- 1 都内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供・相談対応を行う。

① 情報提供・共有

コールセンター等の体制充実・強化

- 国からの要請に従い、国から配布されるQ&Aの改訂版等を受けて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるように体制の充実・強化を行う。

- 国及び都が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

② まん延防止に関する措置

都内での感染拡大防止策の準備

学校、保育施設、社会福祉施設等に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

- マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を引き続き推進する。
- 市内の学校、保育施設、社会福祉施設等の社会福祉施設に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。
- 市内発生に備え、都が示した学校等の臨時休業の基準を考慮し、小・中学校、幼

稚園、保育施設等の臨時休業の基準について検討する。

③ 予防接種

ア 住民接種の実施

パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。

- 接種の実施に当たり、国及び都と連携して、健康センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。
- 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。
- 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
- ワクチンの大部分が10ml等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として100人以上を単位として接種体制を構築する。
- 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。
- 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

イ 住民接種の広報・相談

- 実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、ワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。

ウ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

ア 住民に対する予防接種の実施

- 市は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。
- 住民接種実施についての留意点は国内発生期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。

イ 住民接種の広報・相談

- 病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d. 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。

- a. 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
- b. ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。

c. 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

○ 実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。

④ 医療

都が患者の増加に備え、人工呼吸管理が必要な患者や小児の重症患者の受け入れ等において、感染症地域医療体制ブロック協議会において事前に策定した地域医療確保計画に基づき、広域的に連携を図るよう医療機関に要請する際に協力する。

⑤ 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

ア 要援護者対策

○ 計画に基づき、要援護者対策を実施する。

○ 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。

○ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び都と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

イ 市機能の維持

ごみ収集事業等、市民生活に必要な事業について、都内での発生、流行に備えた準備を行う。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

ア 水の安定供給

都が消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる場合に協力する。

イ 生活関連物資等の価格の安定等

国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び都と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係事業者団体等

に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(4) 都内発生早期

<都内発生早期>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

<目的>

- 1 都内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な情報を提供する。
- 3 感染まん延に備えた体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2 医療体制やまん延防止策等について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3 都内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大防止に備えた体制の整備を急ぐ。
- 4 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

① 情報提供・共有

コールセンター等の体制充実・強化

- 国からの要請に従い、国から配布されるQ&Aの改訂版等を受けて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。

- 国及び都が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、市で新型インフルエンザ等が発生した場合は発生宣言を行い、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

② まん延防止に関する措置

- 学校、保育施設、社会福祉施設等に対し、標準予防策等により感染予防を徹底するよう呼び掛ける。市民、事業所及び福祉施設等に対し、正確な情報を提供し、感染予防対策の励行や従業員の健康管理等を勧奨する。市の関連施設についても、同様の対応を要請する。

- 患者との接触者が関係する地域の学校や通所施設等について、まん延の恐れがあ

る場合には、臨時休業を行うよう設置者に要請する。

- 都の要請があれば、市の施設及び市が主催する催物において、率先して、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や休止を行う。施設の利用方法や催物の変更内容の周知を徹底し、一部のサービスが低下することの理解と協力を依頼する。
- 学校、保育施設等において、新型インフルエンザ等の疑い又は診断された児童・生徒等への対応について、多摩小平保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒等へのマスクの着用など感染拡大防止に努める。集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業等の措置を設置者に要請する。同じ地域や地域内の学校、保育施設等での流行が確認された場合は、施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休業等を行うなどの感染拡大防止策を講じるように要請する。

③ 予防接種

ア 住民接種の実施

- 市は緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
- 住民接種実施についての留意点は国内発生期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。

イ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

予防接種の実施主体である市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

住民接種の実施

- 市は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。
- 住民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。

- 住民接種の広報・相談については、国内発生期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照。

④ 医療

市は国及び都と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援や自宅で死亡した患者への対応を行う。

⑤ 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

ア 要援護者対策

- 計画に基づき、要援護者対策を実施する。
- 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。
- 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び都と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

イ 遺体の火葬・安置

- 都と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整する。なお、非透過性納体袋については、都が医療機関等に必要な数量を配付する。
- 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

ウ 市機能の維持

ごみ収集事業等、市民生活に必要な事業について継続して行う。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

ア 水の安定供給

都が消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる場合に協力する。

イ 生活関連物資等の価格の安定等

国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び都と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(5) 都内感染期

<都内感染期>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

<目的>

- 1 医療体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

<対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 3 医療体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 4 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 5 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 6 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

① 情報提供・共有

ア コールセンター等の体制充実・強化

- 国からの要請に従い、国から配布されるQ&Aの改訂版等を受けて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるような体制の充実・強化を行う。
- 国及び都が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、市による流行警戒宣言を行い、感染予防策の徹底を呼び掛け、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

イ 医療体制に関する情報提供

市は市民に対し、都の流行状況に応じた医療体制、医療機関の受診方法について周知する。

② まん延防止に関する措置

- 学校や福祉施設（通所）等の臨時休業について、各設置者等に要請する。
- 引き続き、市の施設及び市が主催する催物において、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や休止を行う。

③ 予防接種

ア 住民接種の実施

- 市は緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
- 住民接種実施についての留意点は国内発生期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。

イ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

予防接種の実施主体である市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

住民接種の実施

- 市は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。
- 住民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。
- 住民接種の広報・相談については、国内発生期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照。

④ 医療

市は国及び都と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援や自宅で死亡した患者への対応を行う。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

市は区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、都が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。

⑤ 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

ア 行政手続上の申請期限の延長

特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、必要に応じて同様の措置を実施する。

イ 要援護者対策

○ 新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び都と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

○ 引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。

ウ 遺体の火葬・安置

○ 引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

○ 都と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的速やかに収集し、市の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

○ 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は、都の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直

ちに確保するものとする。市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

- 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

エ 市機能の維持

ごみ収集事業等、市民生活に必要な事業について継続して行う。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

ア 水の安定供給

国内発生早期の項を参照

イ 生活関連物資等の価格の安定等

- 国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び都と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

ウ 要援護者対策

市は、国から在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。

エ 遺体の火葬・安置

- 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、国から都を通じ行われる一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。

○ 市は、都が、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、都が行うこととなっている下記の事務の一部を行う。

a. 新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に一時的に埋葬することを考慮する。

b. その際、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討する。新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

(6) 小康期

<小康期>

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

<目的>

市民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

<対策の考え方>

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

① 情報提供・共有

市による終息宣言を行い、状況を見ながら国からの要請に基づいてコールセンター等の体制を縮小する。

② まん延防止に関する措置

小康期に移行したことから、感染拡大防止策の協力要請を解除する。

③ 住民接種

ア 住民接種の実施

- 市は流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。
- 住民接種実施についての留意点は国内発生期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。

イ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

予防接種の実施主体である市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

住民接種の実施

- 市は流行の第二波に備え、国及び都と連携し特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。
- 住民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。
- 住民接種の広報・相談については、国内発生期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照。

④ 医療

都が医療機関に対して、平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける際に協力する。

⑤ 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

ア 要援護者対策

新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び都と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

イ 遺体の火葬・安置

臨時遺体安置所は、死亡者数の状況を踏まえて、順次閉鎖する。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等国、都、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

【用語の解説】

- インフルエンザウイルス
インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）
- 感染症指定医療機関
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。
 - * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
 - * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
 - * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
 - * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。
- 感染症地域医療体制ブロック協議会
感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関等を中心とした医療連携体制の確保・連携を推進するため、都内を感染症指定医療機関ごとのブロックに分け、設置した協議会
- 緊急事態宣言（特措法第32条）
政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はおそれがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。
- 抗インフルエンザウイルス薬
インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
- サーベイランス
見張り、監視制度という意味。
疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

- 人工呼吸器
呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。
- 新型インフルエンザ
感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。
毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。
- 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009
2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。
- 新型インフルエンザ専門外来
新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。
都が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。その他区市町村が独自に指定するものもある。都内感染期には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。
- 新型インフルエンザ相談センター
発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、新型インフルエンザ専門外来に紹介するための相談センター。
- 新感染症
新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
- （積極的）疫学調査
患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。
- 致命率
流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ (濃厚) 接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者(感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)。